

議案第 26 号

平成 22 年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 22 年 2 月 24 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

平成 2 2 年度狭山市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	6 4 , 3 2 6 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	1 8 , 4 5 0 , 0 0 0 立方メートル	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5 0 , 5 4 8 立方メートル	
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	老 朽 管 布 設 替 事 業	4 1 1 , 3 4 2 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		3 , 0 6 4 , 1 5 7 千円
第 1 項 営 業 収 益		2 , 9 8 6 , 2 1 9 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		7 7 , 9 2 8 千円
第 3 項 特 別 利 益		1 0 千円

	支	出
第1款 事業費		3,026,032千円
第1項 営業費用		2,856,709千円
第2項 営業外費用		163,231千円
第3項 特別損失		5,092千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額947,290千円は、当年度分消費税資本的収支調整額37,212千円、過年度分損益勘定留保資金739,127千円及び減債積立金170,951千円で補てんするものとする。)。

	収	入
第1款 資本的収入		251,927千円
第1項 負担金		21,059千円
第2項 工事寄附金		184,458千円
第3項 水道利用加入金		30,600千円
第4項 設計管理料		15,810千円

	支	出
第1款 資本的支出		1,199,217千円
第1項 建設改良費		960,076千円
第2項 企業債償還金		239,141千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 職員給与費411,668千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの負担金)

第8条 水道施設の建設等のため一般会計からこの会計へ負担を受ける金額は、33,101千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、34,637千円と定める。